

令和5年大網白里市議会第1回定例会総務常任委員会会議録

日時 令和5年3月7日（火曜日）午後1時00開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

北 田 宏 彦	委 員 長	土 屋 忠 和	副 委 員 長
引 間 真 理 子	委 員	山 下 豊 昭	委 員
蛭 田 公 二 郎	委 員	黒 須 俊 隆	委 員

出席説明員

参事（総務課 長事務取扱）	秋 本 勝 則	総務課主査 兼 人 事 班 長	高 橋 和 也
秘書広報課長	田 邊 哲 也	秘書広報課副課長 兼 秘 書 広 報 班 長	内 山 貴 浩

事務局職員出席者

議会事務局長	岡 部 一 男	主 査	山 本 卓 也
主任書記	鶴 岡 甚 幸		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査

- ・ 陳情第2号 賛成意見しかない陳情を、不採択にするということを行った議会に対し、あらためて審査してもらうための陳情

(2) 付託議案の審査

- ・ 議案第17号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）
- ・ 議案第22号 大網白里市表彰条例の一部を改正する条例の制定について（秘書広報課）

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（土屋忠和副委員長） ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

（午後 1時00分）

◎委員長挨拶

○副委員長（土屋忠和副委員長） 最初に委員長から挨拶をお願いいたします。

○委員長（北田宏彦委員長） 皆さんご苦労さまです。

本日、当常任委員会で協議する内容は、陳情が1件、議案が2件であります。

いずれも重要案件でございますので、慎重な審査をよろしくをお願いいたします。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（北田宏彦委員長） それでは傍聴者はありますか。

（「おりません」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） ないようですので、次に進みます。

本日の出席委員は6名です。

委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎陳情第2号 賛成意見しかない陳情を、不採択にするということを行った議会に
対し、あらためて審査してもらうための陳情

○委員長（北田宏彦委員長） それでは早速、陳情の審査を行います。

陳情第2号 賛成意見しかない陳情を不採択にするということを行った議会に対し、あらためて審査をしてもらうための陳情の審査を行います。

陳情の内容についてはすでにお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 今回の陳情ちょっと長目なんですけど、4ページに渡ってるんですけど、最初の1ページはおそらく、前置きの表現なのかなっていう前置きの表現なのかな、と私は思

いますが、これについては全くそのとおりで反対するなら反対意見をいって欲しいと、そういうことで、これは議会運営委員長からも、そういうお知らせが申し合わせ自身は何年か前にいったことなので、忘れてしまった人も、申し合わせを忘れてしまった議員も、たくさんいる中で、もう一度確認をしたということ。

今回の陳情もこの前半の部分は前置きだということで、12月議会の山下委員のようにしっかり確認していただきたいというふうに改めて述べておきます。

さて、今回の後半の部分が本題だと思うのですけれども、大きく陳情者は3点、理由を述べた上で、入札監視委員会を設置して欲しいと、そんなふうにいってるように私は受け取りました。

1つ目が、資格要件を審査するそういうことをしっかりこの本市では、副市長はじめ、しっかりやっているからいらぬのではないか、という意見が今まであったと。

しかしながら、入札監視委員会と、その資格審査委員会っていうのは全く別のものであって、そもそもが国土交通省のマニュアルを、陳情者がここに少し書いてあるのですけれども、競争参加資格の設定、そういうものにも入札監視委員会は審査をしていく、そういう調査をしていくということなので、資格審査がもうすでにある中でその審査資格どおりかどうかというのを、本市の資格審査、そういうの中では見てるんだと思うんですよ、ちゃんと住所が合ってるのか、会社の資本金がどうなのかとか、そのあとは入札資格要件で、その本社が本市にあるのか無いのかとか、そういうことを見てるわけで、例えば地域要件の設定とかそういうものが、本当に今回それでよかったのかどうかと。

実際入札監視委員会ってのは入札があるたびにこれが駄目だ、間違ってるとかそういうことをいうわけではなくて、例えば1年、過去1年間の入札の中で、今回の競争入札、地域要件を設けたせいで、入札参加者がすごい少なかったじゃないかと、そのような意見が出てくるんだろうと私は思います。

そういう意味で、陳情者が今回その3点の理由をいってるうちの1点目、これは入札資格審査と監視委員会は違うものなんだ、そんなふうにいってるのだと思います。

2つ目、陳情者がいってるのは、議員が予算委員会とか決算委員会で確認すればいいんじゃないかと、そういう話なのですけれどもこれについては、以前私がいった私の話も、ここでちょっと載ってるのですけれども、入札、予算委員会や決算委員会でひとつひとつの細かい入札について、審査をするなんてことはこれはできないのはもう皆さんご承知だと思いますのであえて私もそれ以上のことはいいませんが、これは専門の委員会が必要だろうとそう

いうふうに思います。

また、陳情者は、本市には政治倫理条例がないから、そもそも議員では、議員が審査をすることに無理があるんじゃないかと、そういうようなことをいっております。これは私もそう思います。

この政治倫理条例があるところでは、例えば、3親等までの、家族、親族は公共事業に参入できない、そういうような規定がある自治体それなりにあります。

しかし、本市にはないので、議員が社長を務めるわけにはいかないわけだから、議員に受かった途端、奥さんを社長にして公共事業をやり続けるみたいなそういうところはあるわけです。過去にもあったし、現職議員の中にもあったと思います。

そういう意味からも、この陳情者のいってることは確かに利に適ってるなど、これが2点目ですね。

最後に陳情者がいってるのが、これまで同様の陳情審査をする中で、本市は小さいからお金が掛かっちゃって、そこまでやる必要ないじゃないのかと、そういう意見があったけれども、年間運営費20万円未満の自治体が6割あると、そういうふうにいっていて、まずこのくらいだったらいいんじゃないのか、これは、以前も私申し上げましたが、本市の一般会計予算、この間コロナだからちょっと多いのですけれども、200億円ぐらいあるわけですよ、200億円くらいで20万円。

年間運営費が掛かっても、決して高いというか、もうすごく、このくらいで、効果のある、そういう入札監視委員会できるんだったら、ぜひ作ってもらいたいと私は思います。

実際それで、これ20万円未満が6割ですから、20万じゃなくて、15万かもしれないし、10万円でも足りるかもしれない。

それは自治体の規模によって、また資格、資格じゃない入札監視委員会の内容等によって、あと年間何回開催するのかとか、そういうことによっても当然日当が変わってくるので、予算が足りないというんだったら、年間の開く回数を減らして、作るっていうことも、それは可能だろうというふうに思います。

そういうことについては、これは行政側がしっかりと考えることであって、私は十分その実現可能な範囲のそういうものだというふうに思うので、実現可能性がある中で、あとは細かい、予算規模だとかそういうのは、もしやるんだったら行政が考えることだと、そんなふうに思うわけです。

あとぜひね、もし、それでも、いやいや20万円未満、もう、必要ないと、もしくは費用対

効果からいうと高すぎるという、もし委員がいたら、ぜひ、幾らだったら、OKなのか、ぜひお聞かせいただければですね、幸いです。

以上3点を理由に陳情者は、理由にして、この入札監視委員会が必要だということを述べて、ぜひ、入札監視委員会を作ってくれと、そういうふうにいってるわけですが、私はこの3点全てもっともな意見だというふうに感じます。よって、この陳情は、ぜひ通していただきたいって、そういうふう思うところです。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方、ご意見お願いいたします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 今、黒須委員がお話しました、私はそんなに難しいハードルではないと思うんですね。

陳情者がいってるように、この入札に関わる市役所だとか、あるいは例えば決算委員会の議員だとか、そういうところではなく、第三者委員会、入札に関係のない第三者委員会が、入札監視委員会作ると、ここに大きな意味があって、そのことによって、透明性とか公平性、そういうあるいは競争性、そういうものが確保されるのはやはり、第三者委員会であるからこそそういうところは、私はもうそのとおりだと思うんですね。

ガイドラインが紹介されてますけども、今、黒須委員もいったようにこれは、設置するとしたら、そんなに大きなハードルがないということを正に紹介してるんだと思うんですが、私ずっとこれまでも申し上げてるんですけども、生駒市が、大変大きな成果を上げてるっていうね、そんなに大きなハードルでなくて、しかし、そのことによって、大きな成果を得ていると。

その小さなリスクで大きな成果を得てるっていう点ではね、私は、あえて、何かこう反対する理由もないんじゃないかというふう思うんですね。

そういう点から賛成という意見です。

○委員長（北田宏彦委員長） 山下委員。

○山下豊昭委員 私の方からですね、前回、指摘を受けまして反対意見をちゃんといってくださいという、陳情者のこともございましたし、私もそのとおりだと思いますし、従いまして、今回の陳情につきましても、私個人としては、何が何でも今回の陳情に対しては反対であるという、そういう考え方ではございません。

やはりこの監視委員会を設置するということについては、私自身は、その必要性というの

は、十分にあると思います。

そういうことからしましても、それについては設置するに当たりましては、やはり市全体の総合的な判断をして、ただ、今すぐに設置をしなければ、やはり、にっちもさっちもいかない、そういう財政状況なのかっていうこと管理を含めて、やはりこれは、市議会のこの総務常任委員会という委員会としては、やはりそこは行政に対しては、しっかりチェックをしていくっていうのは、これは、二院制で成り立っている市の行政関係ですので、議員としては、今までも私も財政管理に対して厳しくそこをちゃんとチェックを総務委員会でもしてきたのか、ということをお問われれば、してないような気がいたします。

そういった意味でいけば、やはりそういうことも含めてですね、総務委員会としては、行政に対してチェックをちゃんとやっていくということ、まずは先にやっていくべきではないかと。

それと、取り扱う金額の大小、これは経費を含めてですが、設置した場合の経費について、私は、経費が大きい小さい、そういうことで、ためらっていることはございません。

経費の大小に関わらず、やはり設置するべきものは、そういう時には、私も、大いにそれは賛成の意思表示をして、設置をしていくつもりであります。

ただし、今現在、直ちにこの委員会を設置する状況にあるか、ということに関しましては、これは私としては、やはり総合的に勘案して、設置委員会を設置するよりも、その前にもう少し市民のサービスに関わることを、もう少し先に私としては、検討して、まずは進めたいというふうに、今現在は、心境としてはそのように思っております。

ただし、今後、私自身も、やっぱり本市の財政等総合的に勘案してみたときに、それとやはり管理が、あやふやであるとそういうふう感じたときには、自分の意思でもって、賛成をしていきたいとは考えております。

ただし、今の状況の中では、私は十分に議員の中にも、皆さんの中にも、やはり、しっかりとそのような監視委員会の必要性っていうのを考えていらっしゃる議員もたくさんいらっしゃるし、で、その必要性に関しては先ほど申しましたように、私も必要だという認識はちゃんとしております。

ただし、今、どうしても、再度申しますが、今、設置をしなければ、大網白里市の運営がやっていけないのか、ということをお考えたときに、やはり今、一方、情勢を私自身は、しっかりと認識を改めて見直して、賛成反対という部分では、意見を発信していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、土屋副委員長お願いします。

○副委員長（土屋忠和副委員長） では私の方の意見から、令和4年の第1回の定例会と同様、改めて発言をさせていただきます。

現行の入札参加資格委員会による入札の要件の設定や、電子入札の執行による方式を適正に維持していただいて、これからも方法を継続していただいて欲しいと思っております。

よって私の方は、令和4年第1回目の意見と同様に変わっておりませんので、不採択という考えでおります。

○委員長（北田宏彦委員長） 引間委員どうぞ。

○引間真理子委員 私も山下委員の発言、そして、土屋委員の発言も聞きまして、現在、電子入札を行っているわけですし、一般競争で問題が無いという状況ですので、今は本当に、現状のままでいいんじゃないかというふうに思います、以上です。

なので不採択ですね。

○委員長（北田宏彦委員長） そうしたら、私も意見申し上げてよろしいですかね。

先ほど意見の中で、入札監視委員会を生駒市で導入したところ、入札金額が下がったという話があったんですが、それについては、私も当時生駒市の方に視察に行ったわけなんですけど、入札監視委員会の導入の前に入札制度改革というのを生駒市では行っています。

その時に、何を行ったのかといいますと、指名参加型の入札から、一般競争入札にほとんどの入札を変えていったと、この時から入札価格の低下が起こっています。

で、本市においては、もうすでに、先ほど何人かの委員の方からもお話ありましたように電子入札の導入、そして、ほとんどが一般競争入札方式での入札を行っておりまして、このことからすれば、今の段階で入札監視委員会を設置して価格の落札価格の低下が見込めるのかというと、なかなか難しいのではないかというふうに思います。

以上でございます。

○蛭田公二郎委員 はい。

○委員長（北田宏彦委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 もう一言、お話ししますと今の生駒市ですね、確かに色々試行錯誤して、一気にね、じゃあ監視委員会作ろうとかっていうことになったわけじゃないんですが、様々な議論を経て、結果的には、入札監視委員会ができて第三者の、そういう入札に対する検討等が行われて、それまでは9割以上が、大体通常では95パーセントぐらいの通常だったものが、

5年、6年、7年たって、70パーセントまで、なんですか、その落札が下がっていると、こういう結果が明らかになってるんじゃないかと思うんですね。

それと、今作る必要はないんじゃないかという意見なんですが、いつ作るかっていうね、私は今回の陳情というのは、今作って欲しいと、作るか作んないかという、そういう陳情ではないんですよ。

こういう、入札監視委員会みたいな第三者委員会を作る必要があるんじゃないかというよな、そういう趣旨の陳情なわけで、これは一般市民からの陳情というのは、議会としては、特別にこれは問題だということ以外は、できるだけ尊重すると市民の声を尊重するというのが議会だと思うんですよ。

で、これを仮に賛成したから、じゃあ作るっていうことになったかっていうと、決してそうじゃなくて、そういう意見を踏まえて、そういう陳情を踏まえてこれからどうするかというのは、それはこれから考えることであって、今すぐでなくても、趣旨としては賛成だということであれば、これは陳情に対する賛成ということに普通はなるんじゃないかと思うんですね。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 各委員さん方のご意見の方も出尽くしたと思いますので、次にまいりたいと思います。

討論でございますが、希望者はありますか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 先ほどもいったとおり陳情者の入札監視委員会を作ってほしいという意見、そしてその理由3点。

まず1つ目は、第三者委員会を作って資格、資格審査とは違うかっていう、入札監視委員会の仕事をしてほしいんだということが1つと、もう1つは・・・

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員マイクの方。

○黒須俊隆委員 すみません。

2つ目は、議会だけで、そのすべてを審査、何とか調査したり、検査したり、審査したりそういうことができない部分を、入札監視委員会でやって欲しいということが2つ目。

3つ目は、市の規模に応じた予算で十分運営できるっていう、そういう実現可能性の関係、この3点から、入札監視委員会をぜひ作ってほしいという意見だったと思います。

全く入札監視委員会作ること、良いことしか私はないと思います。

委員の皆さんの中では、電子入札があるじゃないかとかって、これ電子入札ってのはできるだけ、この談合を例えば防止しようとか、ただ、談合防止できるわけじゃないですよ、電子入札になったからって、電子入札に参加する業者が、全員が結局談合してれば同じなんだけどただ電子入札になって、1つの現場に顔を合わせるとか、そういうことが無くなることによって談合防止できる可能性があるのと、格段にきつと高くはなるんですけど、そういう談合防止のためのもの、例えば1つとして、電子入札。

ところが入札監視委員会ってのは、この入札例えば資格でよかったのか、そんなことを考えるものだから電子入札の問題とは全く違うんですよ。

あともう1つ、先ほど蛭田委員が意見の中で述べておりました、市民、できるその市民が、この陳情に対してはね、特別、例えば法的に無理があるとかね、あとは実現可能性がかなり低いとか、そういうことがない限り、できるだけ賛成してあげようっていう話がありました。

私も全くそのとおりだと思います。

また二院制うんぬんという意見がありました、まさにそのとおりで二院制なので、だから行政が考えることと、議会が考えることが違って全く構わないと思います。

議会の意見として、入札監視委員会必要だという意見があったとしても、これは決して、プレッシャーにはなるとは思います、行政を拘束するものでないわけで、これは議会の意見と、もちろん行政には行政の研究なり、そういうものの中で作るか作らないか決めるんだと思います。

そういう意味で、二院制だからこそ、変な付度を行政にするのではなくて、議会の意見をしっかりとすることが大事だし、また、こういう何ていうんですかね、監視委員会を作るようなことよりも、市民サービスを先にやった方が良くないかという意見もありましたが、全くこれは、この2つの問題が対立するものではなくて、あらゆる市民サービスは、契約自身は随意契約だったり色んなものがあるけれども、すべて契約して、市の税金が使われてやるわけですから、そういう意味において、この入札監視委員会ができることが、まさに市民サービス、必要なんだろうと。

これによって、落札価格が安くなれば、それは、その税金の無駄遣いがなくなったってことでもあるし、また、これは必ずしも今のご時世、例えば工事価格なんかどんどん上がってるわけで、そういう中で、適正な、例えば労働者の賃金が払われてるのかどうかって、そういうことも出てくるわけで、これは、市のやる公共入札なんだからこれは高くてもしょうが

ないだろうと、安ければいいんだってそういうことではないと思うよ。

そういう意味からも、こういう1つ1つの小さな案件から大きな案件までももちろんあると思いますが、大きな案件に関しては、議会で結構チェックはできますけれども、小さな案件にまでチェックが行き届かない部分もあるし、またもう1つは、1つ1つの事業に関する、そういう入札自身についてチェックをすることはできても、入札そのものの仕組みを少しづつ、改善していこうと、これは本市だけではなくて、この日本全体の中で先進事例なんていうのは常に、新しく新しくなってくるんだと思います。

そういうものを専門家の方が研究していただいて、これを市に提言していただくような、そういう監視委員会が、あってもいいんじゃないかって、私は思います。

ちょっと長くなりましたが、以上の理由により、入札監視委員会、本陳情の、陳情何号ですか、2号ですか、陳情2号に対して、賛成の討論をいたします。

○委員長（北田宏彦委員長） ありがとうございます。

他の方、討論をよろしいですか。

それでは、意見が出尽くしたようでございますので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。

お諮りいたします。

陳情第2号を採択することに、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 挙手少数。

よって、陳情第2号は、不採択と決しました。

以上で、陳情第2号の審査を終わります。

◎議案第17号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○委員長（北田宏彦委員長） これより、付託議案の審査を行います。

まず、担当課から付託議案についての説明を受け、説明終了後に付託議案の採決を行います。

はじめに、議案第17号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課を入室させてください。

(総務課 入室)

○委員長（北田宏彦委員長） 総務課の皆さんご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について、審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長に許可を求めてから、速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて、議案第17号の説明をお願いいたします。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 総務課でございます。

私の隣、人事班長の高橋でございます。

○高橋和也主査兼人事班長 高橋です、よろしくお願いいたします。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 私、課長の秋本ですよろしくお願いいたします。

それでは着座にて説明をさせていただきます。

それでは議案第17号、職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、概要を説明いたします。

資料をご覧くださいと思います。

1の改正の趣旨でございますが、地方公務員法第28条第4項の規定により、条例で定める失職の特例につきまして、職員の地域活動やボランティア活動の状況を踏まえまして、公務上又は通勤により生じた事故に限定している現在の要件を削除し、その適用範囲を拡大するために、所要の改正を行おうとするものでございます。

2の改正の概要でございます。

本市では、消防団や自治会などの地域活動や、おおあみしらさとの花火などのボランティア活動について、職員の積極的な参加を奨励しており、実際職員も多く職員が、これらに従事または参加しております。

そうすることによりますと、公務外の公共的な活動において、過失により事故の当事者となる可能性があるほか、公務、通勤、公務外の公共的な活動以外においても、職員が過失による事故の当事者となり、禁錮以上の刑に処せられる可能性があることから、過失により生じた事故において、禁錮以上の刑が確定し、その刑の執行が猶予された場合において、その情状を考慮して、特に必要があると認めるときは、公務または公務外を問わず、失職の特例を適用することができるよう、規定の整備を行うものでございます。

施行日は公布の日からでございます。

その他といたしまして、県内市町村における失職特例の状況をご説明させていただきます。

現在、市が今回改正しようとしておりますように、公私問わず対象としておりますのが、県内54団体のうち18団体、本市と同様に、公務と通勤のみに限定してしておりますのが20団体、公務のみに限定してしておりますのが1団体、特例条例を設けていないのが15団体となります。

ただ、この15団体のうち山武市につきましては、本市と同様に、今回の市議会に公私を問わず、特例失職の適用をするように条例案を提出したというふうに伺っております。

以上でございます。

○委員長（北田宏彦委員長） ありがとうございます。

ただいま説明のありました内容について、各委員の方々でご質問等があればお願いいたします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 今の説明、ご説明聞いて、なるほど本市の場合には公務以外でも、色々なボランティアから、特に消防団ですとかをやられていますので、こういうこともあり得るのかなということ、なるほどなと思ったんですけども、参考にお伺いしたいんですけども、公務とか通勤だとかっていうことも含めて、その他も含めて、これまでこういう、事故に巻き込まれてますかね、そういうことで、その禁錮以上の刑になって、それで失職などというような事例というのは、あったのかどうか参考にお伺いしたいと思います。

○委員長（北田宏彦委員長） 秋本課長。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 本市ではですね、平成19年に交通事故を起こしまして、禁錮以上の執行猶予を受けたんですけども、禁錮以上の刑を受けて失職になった職員がこれまで1名、私の知る限りでは1名おります。

以上でございます。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 それに関連して失職になるんじゃないかと、特例、あったって適用事例。

○委員長（北田宏彦委員長） はい。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 特例を適用した事例はこれまでございません。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 改正の概要ですね、地域活動やボランティア活動に積極的に参加を奨励して

いて、そういう時に例えば交通事故に遭う可能性も高いから、準公務みたいなもんだらうってそういう話なんだけど、ただ今回の条例は、そうじゃなくて遊びに行つて、サーフィンかなにかやって、ボンってぶつかったってそれだって、もう入っちゃうわけだよね。

だから理由と、実際の条例改正がちょっと違うのはどうして。

○委員長（北田宏彦委員長） 秋本課長。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 今、黒須委員が仰ったように、本当に例えばレジャーとかで行ったような場合、これまでも全てを特例で適用させるということではなくて、あくまでもその事故や事件の状況、概要を考慮して、確かにこれは情状的に失職の特例を適用した方が良いという場合だけ、適用するというものでございまして、全てを適用するということではございません。

例えば先ほどレジャーに行った場合は、当然そこで例えば、故意にスピード出したりとか色んな状況がそれぞれ違うと思うのですけれども、そういう状況を踏まえた上で、決定していくということで、仮に、例えば土曜日とか日曜日でも、私が思うのは最近ですと、新型コロナウイルスの業務で、非常に職員が短時間の中で業務に従事して時間外勤務など、例えば月に100時間を超えるような場合もあつたりしていたケースがあります。

そうした時に、例えば、因果関係って難しいと思うのですけれども、やっぱりそういう疲れがあつて、土曜日にちよつとうっかり事故を起こしてしまうということも考えられますし、例えば災害が起きたときに、やっぱり昼夜問わず、職員が災害対応に応じたりしている。

でも、たまたまその休み、当然休みを取りながら災害対応しますので、休みのときに事故を起こしてしまうこともあります。

そういう意味で、全てを適用させるということではなくて、そういう状況に応じて、適用させていただこうということは、とりあえずその規定上は除外という形で、規定をさせていただいておりますけれども、全てをこの特例を適用するということではないということをご理解いただければと思います。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 公務、通勤のみの中でこういう事例が発生した場合は、その全て適用する場合じゃないっていったけど、その情状酌量等を検討するのはどこがどこで、誰がやってるんですか。

現状で公務、通勤のみの中で仮にこういう事例が発生した場合、執行猶予が出たということだから、失職にするかそれとも特例を適用するかを検討して判断する、そういう部署とは

どこで、誰がやってるんですか、今現在では。

○委員長（北田宏彦委員長） 秋本課長。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 当然この禁錮以上の刑が出るということになりますと、裁判がありますので、期間を要します。

当然、状況によっては、もう、懲戒処分検討委員会というものが、市の中では定められておまして、副市長と私、総務課長と職員3名、組合から推薦をいただいた職員と行政側からの職員で、全5名、5名で構成してる懲戒処分検討委員会というものがございますので、そこでその事故の状況、そういうものを加味して適用するのか、または懲戒処分として、適用する前に、ただ懲戒免職という場合も、当然出てくると思います。

これは前回、実際飲酒運転で事故を起こした時には、刑の確定を待たずに懲戒免職という形で職員を処分した例もございます。

以上でございます。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 私もちよっと調べてみたら、国家公務員法では特例がないってということで、それに関して人事院が発言してるのはその必要がないんだってという話をしてるわけで、そういう理由も分からないでは無いんだけど、ただ、民間との差を考えたら、今は民間が交通事故で仮に被害者が亡くなってしまった場合、直ちにクビになるっていうことは、民間じゃ滅多にないっていう話で、仮にただ社長によってはそのすぐクビだっていう社長はいるけれども、大抵裁判で勝てるという、民間では直ちにクビにならないし、仮にクビになっても、裁判では復職できる可能性が高いということなんで、国家公務員の人に申し訳ないけど、地方公務員の特例があっても良いのかなとは、私も何となくは思うのですけれども、ただあくまでも、先ほど課長いったけど、例えば、ボランティアってその前の日に土曜日ボランティアで一生懸命やって疲れて、次の日レジャー行って事故を起こしちゃった場合、これ、前の日あんなに夜中までボランティアやってたから、しょうがないじゃないかって意見だつてあるし、そんな、前の日夜中までボランティアだったら、レジャーなんかに行くなんて意見もあるだろうし、やはり判断するのにすごく難しいところってありますよね。

だからそういう意味においては、何かすごく曖昧なのかなって、いう、埼玉県がこれ特例作るときに、諮問委員会みたいな答申を求めて、結局どうなったかちよっと私、見てないのですけど、その答申の中では、禁錮刑に限るっていう答申が出てるんですよ。

その埼玉県が作るときは、今回はこの禁錮以上の刑が確定し、っていう、だから懲役刑で

も執行猶予がつけばいいんだって、そういうことなんですよ、これは。

だから、ある意味、国家公務員法と地方公務員法で何ていうんですか、禁錮刑以上が出たら、その失職だっというときは、あまり交通事故を想定していなくて、昭和25年とかだったみたいで、だから、基本的には窃盗だとか、そういうような何か財産犯みたいなもの、もしくはその破廉恥罪みたいなそういう類のものを対象にしている、モータリゼーションが進んでなかった、ほとんど車になって乗ってなかった時代じゃないから、そういうことが起きてきたんだろうと思う訳で、そういう意味では、軽微な交通事故なんてのは、みんな禁錮刑が出るわけで、特に、執行猶予がつくというものはほぼ禁錮刑で、懲役で執行猶予がつくような交通事故なんてのは無いんですよ。

ここ、禁錮以上の刑ってなると、懲役刑で、執行猶予がついたんで、滅多に想定はないだろうとは思いますが、そういう人も入るわけで、それも明確な規定の無い中で、失職を特例で免除してしまうってなっちゃう可能性もあるし、そんなことも思うのですが、この禁錮以上の刑じゃなくて、禁錮刑に限定してそれで特例作ったらいかがですかね。

○委員長（北田宏彦委員長） 秋本課長。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 既にご承知のとおり刑法の方が改正されておまして、2022年の6月に、もう禁錮刑を無くして懲役刑と禁錮刑を合わせて拘禁刑というものに、3年以内に施行するというので、今、法律の方は変わっておりますので、そこを踏まえましてちょっとあえて禁錮刑というものを外しております、外してるっていうか、その規定をしていないのが実情でございます。

あと2年ぐらいの範囲内で懲役刑と禁錮刑が合わさって拘禁刑ということになるということでございます。

それとあと、黒須委員が仰ったように、私どもも地方公務員法はこれが26年に制定されておまして、当時の行政実例等を見ますと、やっぱり適切でないような形で書かれてございます。

地方公務員法の逐条解説などを見ると、想定、本来は失職するのが当然だっというような市民感情的なところから見るとやはり適切でないというような、行政実例が示されておりますけれども、やはりその当時の状況と、今の状況が全く違うんじゃないかなっていうふうに私どもも、黒須委員と同じように思っております、そういう意味で、組合からの長年の強い要望もあったということもありますので、我々としては、こういう形で今回改正をお願いしたい、ということで提案をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（北田宏彦委員長） 他にございませんか。

山下委員、どうぞ。

○山下豊昭委員 先ほど5名の調査委員会が、副市長をはじめ、総務課長をはじめという形で紹介されましたが、そもそもそういう事案が発生しないのが一番良いと思うんですが、もしも、やはり今後ですね、今後において、発生した場合に、所管するっていうのは、今のところは、正式にはどこが所管をするんだと、そういう調査委員会を設けるっていうのは、これは総務課さんがちゃんと所管をして、リードしていくという認識でよろしいんでしょうか。

○委員長（北田宏彦委員長） 秋本課長。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 人事の、身分ということになりますので、こちら総務課の方で所管をしておりますし、今後もそういう形でやってまいります。

以上でございます。

○山下豊昭委員 もう1点だけちょっと、これは参考のためにお聞きしますが、特例なしとか、公務のみの団体が1団体ということですが、これ参考的に、この千葉県の中で、そういうところがあるのかなっていうのを、これ参考のために、もし披露できるのであれば、教えていただきたいんですが。

○委員長（北田宏彦委員長） 秋本課長。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） まず、それでは、今現在、公務私事両方とも、区別せずにやっているというところはですね、18団体、先ほどありますといたしましたけども、館山市、成田市、佐倉市、旭市、八千代市、君津市、富津市、四街道市、南房総市、匝瑳市、栄町、芝山町、睦沢町、長柄町、長南町、野田市、東金市、八街市。

公務と通勤に限定してるのが、本市を含めまして20でございますけども、千葉市、銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、柏市、勝浦市、流山市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、浦安市、袖ヶ浦市、いすみ市、神崎町、鋸南町、市原市、そして本市になります。

公務のみという1団体は、横芝光町になります。

横芝光町は、参考までに申し上げますと、昨年の暮れに20代の女性が交通事故を起こしまして、やはり禁錮刑を受けまして、横芝光町では失職という形になっております。

特例なしが15団体ということで、習志野市、印西市、白井市、富里市、香取市、山武市、酒々井町、多古町、東庄町、九十九里町、一宮町、長生村、白子町、大多喜町、御宿町。

ただ先ほどいいましたように、冒頭いいましたように、山武市につきましては、今回、本

市と同様な形の条例案を提出しているという形になります。

郡内の状況でいいますと、公務私事ともに今、適用になるっていうのが、東金市と芝山町。

本市と山武市は今、条例案を上程中という形になってます。

公務に限定してるというのは、先ほどいいましたように横芝光町、規定がないのが九十九里町という、そういう郡内の状況になっております。

以上でございます。

○山下豊昭委員 ありがとうございます。

この改正の趣旨からして、やはり、これは公務だけではなくて公務以外でも、やはり公職の地方公務員として、やはり活動がしやすい環境を作っていきたいっていう趣旨での認識でよろしいのでしょうか。

分かりました、ありがとうございます。

○委員長（北田宏彦委員長） 他にございませんか。

ないようでございますので、総務課の皆さん、ご苦労さまでした。

退席していただいて、結構でございます。

（総務課 退室）

◎議案第22号 大網白里市表彰条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（北田宏彦委員長） では次に、議案第22号 大網白里市表彰条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

秘書広報課を入室させてください。

（秘書広報課 入室）

○田邊哲也秘書広報課長 秘書広報課でございます、よろしくお願いたします。

○委員長（北田宏彦委員長） 秘書広報課の皆さん、ご苦労さまです。

どうぞ、着席してください。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて、議案第22号の説明をお願いいたします。

○田邊哲也秘書広報課長 それでは、まずは職員の紹介をさせていただきます。

私、秘書広報課長の田邊でございます。

私の隣におりますのが、秘書広報課副課長の内山でございます。

○内山貴浩秘書広報課副課長兼秘書広報班長 内山です、よろしくお願いいたします。

○田邊哲也秘書広報課長 それでは、座って説明をさせていただきます。

では、改めまして議案第22号、大網白里市表彰条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

お手元の資料に沿って説明をさせていただきたいと思います。

まず、今回、この条例の改正の趣旨でございますけれども、市が実施しております表彰について、これを現在、表彰条例の中で規定している次第でございますけれども、この条例の中身につきまして、表彰対象者の整理をはじめとして、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の概要でございます。

今回改正に至ったそもそもの要因でございますけれども、近年、ふるさと納税がですね、大分寄附をしていただく方が増えてまいりました。

そういった中で、ふるさと納税だと、当然、寄附とそれに伴う返礼品というのがあるのですけれども、現在の条例につきまして、ふるさと納税についても、寄附していただいた方は、現状では表彰の対象というふうな形にどうしてもなってしまいます。

しかしながら、ふるさと納税の場合には、寄附に伴う返礼品という作業が生じまして、純然たる寄附ではないという部分がございます。

そうしたことから、このふるさと納税については寄附の対象から除外するべきではないか、というのがそもそも発端としてございました。

それに伴いまして、条例全体を見回した中でちょっと適切でない箇所もいくつか散見されましたので、併せて今回改正しようという内容でございます。

そういった見直しを行っていく中で、まず1点目でございますが、資料2の(1)アにございます。

副市長及び教育長は、当該職を退職したものを表彰対象とする、というのが今回の改正ですけれども、現行条例では、副市長、教育長をある一定年数を経れば表彰対象になるのですが、現職のままでも表彰できるというふうな規定になっておりました。

これを、現職の場合には表彰の対象から除外して、退職した後に改めて表彰の対象にしよ

うとするのがまず1点目。

それと、市立の学校長を表彰対象というのが現行条例の中で書いてあるのですが、この市立学校長は表彰対象から除外するのが、改正の2点目でございます。

それとその他の内容といたしましては、表彰の対象としないもの、いわゆる除外規定を見直しまして、その中で、(2)のアでございますけれども、暴力団、それと暴力団等の関係者についてを改めて対象から除外いたしました。

これは今まで、明記を条例にはしていなかったのですが、当然条例の対象には今までなかったことではないのですが、改めてこの点を明記した次第でございます。

それとあと、規則でその他除外要件というのを設けておりますけれども、その中で、これは規則の方に規定するような形になりますが、破産者で復権を得ないもの、それと先ほど冒頭に申しました、ふるさと納税、企業版ふるさと納税、この2点によって返礼品、もしくは税の控除を受けたものを除外対象としております。

それと、その他この条例自体、当初制定したのが大分古い時期のもので、文言について、色々現在の基準から考えると適切な言い方をされていない部分等もございましたので、併せて文言について規定の整備を行ったという次第でございます。

施行日につきましては、令和5年4月1日を予定しているところでございます。

概要については以上でございます。

○委員長（北田宏彦委員長） ただいま説明のありました内容について、質問等があればお願いいたします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 今、ご説明いただいたように、なぜ今回この条例を改正するかっていうこと、ふるさと納税に起因して、見直したところのほかにも色々整理するところがあるということから、見直しをすることになったということなんですが、(1)のところは副市長と教育長は現職でなければ表彰としないと、それから市立学校長は表彰の対象から除外する、これ色々整理したら、これはこの方が適切だろうという判断になったということなんですが、この判断ってのは、例えばなぜそうしたのか。

例えば近隣自治体だとか、比較などしてみたらその方が良いというふうになったのか、その見直しの理由について、説明いただきたいと思います。

○委員長（北田宏彦委員長） 田邊課長。

○田邊哲也秘書広報課長 それでは、今のご質問につきまして、お答えいたします。

まず1点目、副市長及び教育長は、当該職を退職したものを表彰対象とする、という部分でございますけれども、こちら併せて新旧対照表の方に、ごめんなさい、新旧対照表だと、ちょっと略と書いてあるのですけれども、第10条のところに審査委員会という規定がございます。

ちょっと、第1項、第2項が略となって書いてないのですけれども、この部分、内容がですね、審査委員会、表彰対象者を審査、適正かどうか審査するのに、審査委員会の中で審査するというふうな内容の規定になっているのですけれども、その審査委員会のメンバーの中に副市長、教育長が入っております。

そうすると、可能性の話になってしまうのですけれども、もし副市長、教育長が該当になった場合、自分達を自分達で審査するっていうことにもなりかねないような形になってしまいますので、それはちょっとよろしくないだろうというふうな形で、対象から除外いたしました。

ただ、実際は現職で副市長、教育長が12年以上やった例っていうのはございませんので、今までそういった事例にはなっていないのですけれども、今後に向け、可能性としては、あり得る形もあるのかなというところで見直しを行った次第でございます。

それと2点目、市立の学校長を除外するという部分なのですけれども、こちらですね、事前に近隣自治体をいくつか調査いたしました。

県内全てを調査したわけではないのですけれども、例えばこの近辺であると、東金、山武、茂原、千葉市、これらはいずれも、市立学校長っていうのは表彰対象者の中には含まれておりません。

何でかなっていうふうに考えたんですけれども、他の対象者と違って、学校長っていうのは多分職業なのかなと、いうふうな感じがしております。

そういった中で、例えば、学校長、おそらく市の条例に入れたのは、例えば教職員は、学校の先生は、聖職であるとか何だとかっていうようなのが主な理由なのじゃないかなと私個人的には思っているのですけれども、逆にそうしちゃうと、学校の先生は偉くて、その他の職業の人は偉くないのか、っていうふうな話になるとそれもまた違うでしょと、学校の先生だけ特別視するのも何かおかしいねと、いうふうな気がいたしまして。

しかも、市の学校長、副学校長の期間も含めて何年とってなっているのですが、学校長だと大体、山武郡市内とかで色々異動を経て、だから、本市の学校長じゃないのだけれども九十九里町の学校長もやった期間があるのだけれども、本市の学校長の期間が少なくて対象

にならないとかなんだとかっていうふうな話になってくると…

○委員長（北田宏彦委員長） 簡潔明瞭をお願いします。

○田邊哲也秘書広報課長 そういった理由でございます。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方。

引間委員。

○引間真理子委員 先ほどふるさと納税の方の対象というふうになっていたのですが、実際にこれ、表彰の方っていたのでしょうか。

○委員長（北田宏彦委員長） 田邊課長。

○田邊哲也秘書広報課長 実際にはございません。

個人の方の場合ですと、表彰になるには50万円以上の寄附というのが1つ条件になるので、すけれども、ふるさと納税だとなかなかそこまでの金額っていうのは。

ただ、何度も何度も納税していただける方とあってというのが、今後出てくる可能性も含めて、今のうちから除外しておいた方が良いのかなということでございます。

○委員長（北田宏彦委員長） 土屋副委員長、どうぞ。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 感想ですけど、昭和38年にこの条例が目的化されまして、その間に平成24年に大網白里市暴力団排除条例が整備されておりますので、このタイミングだっというところはちょっと、私も疑問があるのですが、この時点で、表彰の対象外に暴力団または暴力団等の関係者ですね、っていうふうに書いてあります。

その改正をしたってことは非常に良いことだと思いますので、この改定に関してはありがたいことかなと思います。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方、よろしいですか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 審査委員会ですか、なんですか、審査委員会か、審査委員会は基本的には、この審査委員会の10条の前の9条までにその該当しているかどうかを審査するようなところなのか。

それとも12年以上例えば勤めあげたね、議員だろうが、副市長だろうが、この人が本当にもらっているのかっていうことを、その内部にまで立ち入って審査するのか、どちらなんですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 田邊課長。

○田邊哲也秘書広報課長 前者の方ですね。

本当に要件を満たしているかどうかというのを、形式的に審査する審査会というふうにご認識いただければ結構かと思っております。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 色んなね、消防団だとか、様々な委員の皆さんとかは、結構、ある意味、すごい少ない報酬で貢献してくれてるからまあいいのだろうと思うのですよね。

またあと一方、議員も、議員とか市長っていうのは、12年間も受かるっていうことは、いるってことは、3回以上市民の負託を、当選してるってことだから、それがあっても、悪くはないかなって気はするんだけど、全くもって高い給料を、市長と変わらないほど給料もらってる副市長とか教育長が12年もやってたらね、もうね、何千万も貯金ができちゃって退職金だけでもすごいわけで、そういう人でも任期前にプツリっていう、もう明日から仕事やめたって辞めちゃうような副市長も世の中にはいると聞いています。

でもそれが、何か12年で退職したらもう功労賞っていうのも何かおかしなものなのかなという、市長はいいけど、副市長にあげちゃっていいのかっていうのはね、すごく考えるところがあるのですけれども、一方で、ただあんまりその内容にこの人は相応しいか、相応しくないかっていうよりは、ある一定の要件を満たしてあげてるっていう方が良いのだろうなっていう気もするし、すごく、グルグル頭の中で、色んな方が迷ってるのですけれども、何かそういうことに関しての意見とか、その内部的な何かそういうものがあつたのですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 田邊課長。

○田邊哲也秘書広報課長 ございませんでした。

そういったところについては、ただ、ちょっと今回条件を一段厳しくしたっていうところですね。

○委員長（北田宏彦委員長） よろしいですか。

それでは、他にないようございませんで、秘書広報課の皆さん、ご苦労さまでした。
退席していただいて結構でございます。

（秘書広報課 退室）

○委員長（北田宏彦委員長） これより各議案の取りまとめを行います。

議案第17号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 17号ですけれども、先ほど課長の話聞いて公私問わずの18団体と、公私・

通勤のみの20団体の市町村の名前を挙げてもらって、ちょっと比較としてはですね、大都市の方が公務・通勤のみというのが、多いような感じがするんですよね。

これ確証がないのに、そういうことが良いのかどうか分からないのですけれども、例えば、大網白里なんか、市の職員がね、何ていうんですか、消防団なんかね、多くの方がやってますよね、大都市の場合なんかは、そういう市の職員がそういう任務につかないと、人が足りないとか、そういうことにあまりならなくて、そういう点での格差ってのは私はあるのじゃないかと思うんですよね。

本当にそうやって、改めて振り返ってみると、大網白里市の職員は、本当に、長い間ずっと、そういう、消防団の活動などしたりなんかして、本当に頑張っておられるので、私はそういう点では、今回の特例の範囲を拡大するっていうことは、大変結構なことなんじゃないかと思いました。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他にございませんか。

それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第17号について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 挙手総員。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第22号 大網白里市表彰条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（北田宏彦委員長） よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、議案第22号について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成総員。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された、陳情及び議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長（北田宏彦委員長） 次にその他ですが、何かございませんか。

なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長（土屋忠和副委員長） 委員長、お疲れ様でした。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

皆様お疲れ様でございました。

（午後 2時11分）